

2025 年度入学料・前期授業料免除申請のしおり

(大学院生向け・大学の独自制度)

目次

事項	ページ
申請に関する注意事項-	1
入学料免除及び徴収猶予申請【2025 年 4 月入学者】	2
2025 年度前期授業料免除申請	4
必要書類一覧	5
授業料免除申請のながれ	7
授業料免除の選考基準	8
提出書類に関する主な確認事項	9

申請に関する留意事項

大学独自の入学料免除・授業料免除の申請を希望する方は、必ず以下のことを確認したうえで申請を行ってください。

入学料及び授業料免除の申請書類を提出した方は、下記の項目を確認し、了承したうえで申請しているものとして取り扱います。

免除には本学の家計基準及び学力基準等を満たす必要があります。

学部学生を対象とした国の制度「高等教育の修学支援新制度」とは準備する書類が大きく変わります。申請のしおりの内容を確認したうえで、判断に迷う場合は事前に学生課にお問い合わせください。

入学料免除については予算が限られているため、授業料免除が許可となった方でも不許可となることがあります。また、原則半額免除です。免除が不許可となった場合のことを想定し、学費を工面できるように事前に準備をしてください。不許可となった場合、入学料は、結果通知の際に指示する期限までに納入が必要になります。

選考は予算の範囲内で、各期毎に行うため、過去に認められた免除結果が継続するとは限りません。また、大学独自の基準となるため、学部学生の時に修学支援新制度に採用されていた場合でも、免除とならないことがあります。免除が不許可となった場合のことを想定し、学費を工面できるようにしておいてください。

申請書の届出内容が事実と相違することが判明した場合は、選考から除外されます。特に、給与、奨学金等の所得に関する部分は漏れがないよう申告してください。悪質な場合は処分の対象となることがあります。

選考結果の配布が開始されたら、メール等で通知しますので、速やかに受け取ってください。

書類受付時や選考結果配付後の対応者への暴言、要求が受け入れられるまで居座り続ける、特別な対応を強要する等の迷惑行為をされた場合、今後の免除申請を受け付けません。

申請に関する問い合わせは、学生本人が窓口、メール等で問い合わせください。

【重要】

TUT - DC採択者については、研究奨励費に授業料分の支援が含まれることから、授業料免除の申請対象外として取り扱います。

入学料免除及び徴収猶予申請【2025年4月入学者】

免除対象者・徴収猶予対象者に該当する者で、入学料の免除及び徴収猶予を申請した者については、選考のうえ、入学料の一部を免除若しくは一定期間徴収猶予することがあります。

2025年4月に大学院に入学する者で、入学料免除を希望する方は、この案内に記載する要領に基づき、大学に申請を行ってください。

入学料の免除又は徴収猶予を申請した者は、選考結果がでるまでは入学料を納めないでください。

【対象者】

経済的理由により納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

2024年4月から2025年3月の間に、学資負担者が死亡した場合又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納入期限までに入学料の納入が困難であると認められる場合

【必要書類】

別紙「申請に必要な書類一覧」のとおり

(提出書類のうち、申請書以外は免除申請と徴収猶予申請の両申請を兼ねています。入学料と併せて授業料免除の申請を行いたい場合は、入学料免除の申請書一式に「授業料免除申請書」を加えて提出することで同時に申請することが可能です。)

【入学料免除・徴収猶予申請の手続の流れ、期限等】

申請を希望する場合は、下記URLにアクセスし、申請フォームから学生本人が3月3日(月)までに必ずエントリーしてください。

<https://forms.gle/C92ATRtWZBM8GUVA9>

自動返信で申請様式ダウンロード用URLが届きます。

しおりを参考に申請書類を準備のうえ、受付会場へ持参または提出期限までに書類一式が学生課に到着するよう郵送(特定記録で郵送・書類提出期限必着)してください。公平性を保つため、エントリー期限及び書類提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受け付けできませんので御留意ください。

提出期限		対象者	受付場所等
3	5(水) 6(木) 7(金)	【在学生】 2025年4月に博士前期課程に学内進学する者	ひばりラウンジ 10:00～11:30 13:30～15:00 または郵送
3	7(金)	【新入学者】 他大学または他大学院から博士前期課程又は博士後期課程へ入学する者	学生課に書類を郵送

【提出先】

〒441-8580

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘1-1

豊橋技術科学大学 学生課生活支援係 宛

(入学料等免除申請書類在中)

上記を枠線で切り取って郵送する際の封筒貼付用の宛先として使用できます。
郵送する場合は、入学関係書類とは宛先が異なりますので、入学関係書類とは別に送付してください。学生課以外に申請書類を送付することや、普通郵便での送付による郵便事故、紛失、提出期限を超過した場合の特別対応はいたしかねますのでご了承ください。

〔 問合せ先 〕

e-mail:seikatsu@office.tut.ac.jp

TEL:0532-44-6558

〔 結果通知 〕

選考結果は，6月頃に通知予定です。免除又は徴収猶予が不許可になった者及び一部免除を許可された者は，所定の期日までに指定された額の入学料を納入しなければなりません。なお，入学料の納入期限は免除不許可となった場合は発表日から起算し14日以内，徴収猶予を許可された者は2025年8月29日（金）です。

上記の期日までに納入しない場合は，本学学則の定めるところにより除籍されます。

2025 年度前期授業料免除申請【大学院生】

免除対象者に該当する者で、授業料の免除を申請した者については、選考のうえ、当該期の授業料の全額または一部を免除することがあります。申請を行う方は下記をご確認のうえ、準備を進めてください。

〔対象者〕

大学院の正規生（研究生・科目等履修生及び留年している者、あるいは修業年限を超えた者は除く。ただし、留学又は病気等特別な事情により休学した者はこの限りではない。）のうち、次のいずれかに該当する者。

経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

授業料の各期の納入期限前 6 か月以内（新入学者については、入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前 1 年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納入が著しく困難と認められる場合

自然災害等による被災者

主たる家計支持者の現住所が被災地域（災害救助法が適用されている市町村のうち東京都を除いた地域）にあり、かつ、次の a～c のいずれかに該当する者

a. 主たる家計支持者の自宅が全半壊した者

b. 主たる家計支持者が死亡した者

c. 主たる家計支持者の自宅が、福島第一原子力発電所の事故により、災害対策基本法に基づく警戒地域、又は原子力災害対策特別措置法に基づく計画的避難区域にある者

〔重要〕

TUT - DC 採択者については、研究奨励費に授業料分の支援が含まれることから、授業料免除の申請対象外として取り扱います。

〔申請に必要な書類〕

申請を希望する場合は、下記 URL にアクセスし、申請フォームから学生本人が 3 月 3 日（月）までに必ずエントリーしてください。

<https://forms.gle/C92ATRtWZBM8GUVA9>

下表の指定された日に提出書類一式を持参し提出してください。

帰省等により指定日の提出が難しい場合、郵送（3 月 7 日までに学生課に到着すること。特定記録や簡易書留等の追跡可能な郵便での提出に限る。）での提出も可能です。書類に不備があった場合は受付できませんので、提出前によく確認してください。送付先は下記の問い合わせ先にお送りください。

学生課以外への書類送付、普通郵便の郵便事故等で提出期限を超過しても特別対応はできません。

期限後のエントリー、書類提出は、いかなる理由があっても受付できませんので御留意ください。

月	日	対象者	受付場所・時間
3	5 (水)	新入生及び在學生	ひばりラウンジ 10:00～11:30 13:30～15:00 または郵送
	6 (木)		
	7 (金)		

〔結果通知〕

選考結果は、6 月頃に学生課窓口にて配付予定です。

〔その他〕

・申請された内容によっては、追加書類等の提出をお願いする場合があります。

問合せ・書類郵送先

〒441-8580

愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1 - 1

学生課生活支援係

電話：0532-44-6558（平日 8:30～12:00，13:00～17:15）

e-mail：seikatsu@office.tut.ac.jp

必要書類一覧

申請に当たっては、必須書類+世帯構成員の収入の証明に関する書類+特別控除に関する証明書（該当の場合）の提出が必要です。提出書類各種の詳細は次の通り。

1. 必須書類（全員が提出）

提出書類	注意事項
提出書類一覧表【様式1】	所属と氏名を記載し、申請時に提出する書類（左側のみ）に「○」を付け、提出
免除申請書(家庭調書)【様式2】	2025年4月1日現在で記入。両面印刷。入学科免除と授業料免除用の様式があります。
住民票（学生本人は不要） （2025年4月1日以降の発行日のものを4月14日までに提出）	学資負担者と同居(同一生計)している全員が記載されているもの （「世帯全員の住民票の原本と相違ない」ことを証明したもの） 証明の無いもの、ホッチキスははずしたものは無効。マイナンバーの記載のないものを提出してください。コピーしたものや、PDFファイルを印刷したものは無効です。
令和6年度（令和5年分）所得・（非）課税証明書 （申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）	令和6年度の市民税・県民税の税額と、令和5年分の収入・所得の記載があるもの。無職無収入申出書【様式9】を提出する世帯構成員分も必要。 収入・所得の内訳、控除内訳、扶養控除人数、市民税・県民税・年税額が記載されている書類を用意すること。（自治体により証明書の名称が異なるため、証明書1枚で証明できる場合や、所得証明書と課税証明書を取得する必要がある場合がある。） 学生本人分は不要（独立生計者は必要） 住民税の決定通知書は不可。 ※市役所等で発行する課税証明書（自治体により名称が異なる）が必要です。当該証明書に加え、源泉徴収票または確定申告申告書の写が必要です。 ※年度間違いによる再提出が多いため、ご注意ください。
経済状況申告書【様式4】	収入と支出の合計を必ず一致させる必要がある。 留学生、独立生計者のみ給与見込証明書、源泉徴収票、奨学金決定証明書を添付。

○入学科免除申請者が全員提出するもの

封筒（切手貼付・長3型）	入学科免除の選考結果は学資負担者へ送付します。学資負担者の住所、氏名を記入し、110円切手を貼り付けて提出してください。学生本人の住所は記入しないでください。
--------------	---

2. 収入の証明に関する書類

本人以外の世帯構成員について、下記を参考に収入の証明書類を提出してください。給与所得者でその他の所得がある場合等、複数の収入がある場合は各々の収入に関する書類が必要です。

項目	必要書類	備考
給与所得者		
2023年12月以前から同じ会社に勤務している	2024年給与所得の源泉徴収票の写	
2024年1月以降に就職をした	給与(見込)証明書【様式5】及び最新給与明細2か月分の写	勤務先に依頼が必要。
2024年1月以降に転職をした	給与(見込)証明書【様式5】及び最新給与明細2か月分の写（新勤務先） 退職証明書【様式6】（旧勤務先）	勤務先に依頼が必要。
自営業者		
2023年12月以前から同一事業を行っている	確定申告書の写(2024年分)	
2023年12月以前から同一事業を行っていない	事業所得収支内訳申出書【様式7】もしくは農業所得収支内訳申出書【様式8】及び確定申告書の写(2024年分)	
年金受給者		
遺族年金、母子年金、障害年金	年金改定(決定)通知書の写	
上記以外の年金	年金源泉徴収票の写(2024年分)	
生活保護、児童扶養手当	受給証明書（支給額の記載必要）または支給額決定通知書の写	
臨時の所得があった場合（2023年4月以降）		
保険金	保険金支払（予定）額証明書の写	
資産譲渡等	金額・収入等が明記された証明書の写	
退職金	退職証明書【様式6】及び退職金源泉徴収票の写	勤務先に依頼が必要。
無所得者		
就学者（高校生以上）	授業料免除申請用(在学)証明【様式13】	学校に依頼が必要（証明日2025.4.1以降）
就学者以外		
現在無職無収入の者（専業主婦等）	無職無収入申出書【様式9】	働いていない理由や時期等を詳細に記入。
2024年1月以降に退職した	退職証明書【様式6】	勤務先に依頼が必要。
2024年1月以降に雇用保険を受給している	雇用保険（失業給付金）受給証の写	

3. 特別控除に関する証明書（該当の場合提出）

申請基準日における世帯構成員で下記に該当がある場合、申請書類及び証明書類を提出してください。提出が無い場合、特別控除の認定は行いません。

項目	必要書類	備考
ひとり親世帯	母子・父子世帯申出書【様式12】	
身体障害者・原爆被爆者	障害者・被爆者手帳の写	
申請時において6か月以上(見込を含む)の長期療養者がある場合	長期療養者に関する申出書【様式10】 +医師等の診断書 +医療費等の領収書の写（レシートは不可） 還付金等の領収書の写	診断書は病院が発行し、療養期間が明記されているもの。 領収書は2024年10月以降に実際に支払ったもので、支払日・支払内訳・療養者名の明記されているもの。領収書は発行所、月順、日付順に整理したうえで提出すること
2024年10月以降に火災・風水害・盗難等の被害を受けた場合	り災証明書又は盗難届出証明書 損害保険金等の領収書の写	
申請時において主たる家計支持者が単身赴任等により家族と別居している場合	学資負担者別居に関する申出書【様式11】 +別居により特別に支出している住居費・光熱水費の領収書の写または支出が証明できるもの +別居の場合、賃貸契約書等の写（契約者がわかるもの）	単身赴任等により家計支持者が別居している場合、その別居により2023年4月以降に実際に支払った特別な経費
2024年10月以降に学資負担者が死亡した場合	除籍謄本、死亡診断書等の写	
独立生計者である場合 (既婚者又は両親と離別や音信不通等により経済的補助、扶養が全く受けられない場合)	世帯全員の住民票の写（マイナンバーの記載のないもの） +預金通帳の写 +健康保険証の写（世帯全員）	親元から離れてひとり暮らしをしている、父母等から生活費や学費を自分で負担するよう言われているという理由だけでは、独立生計者には該当しません。

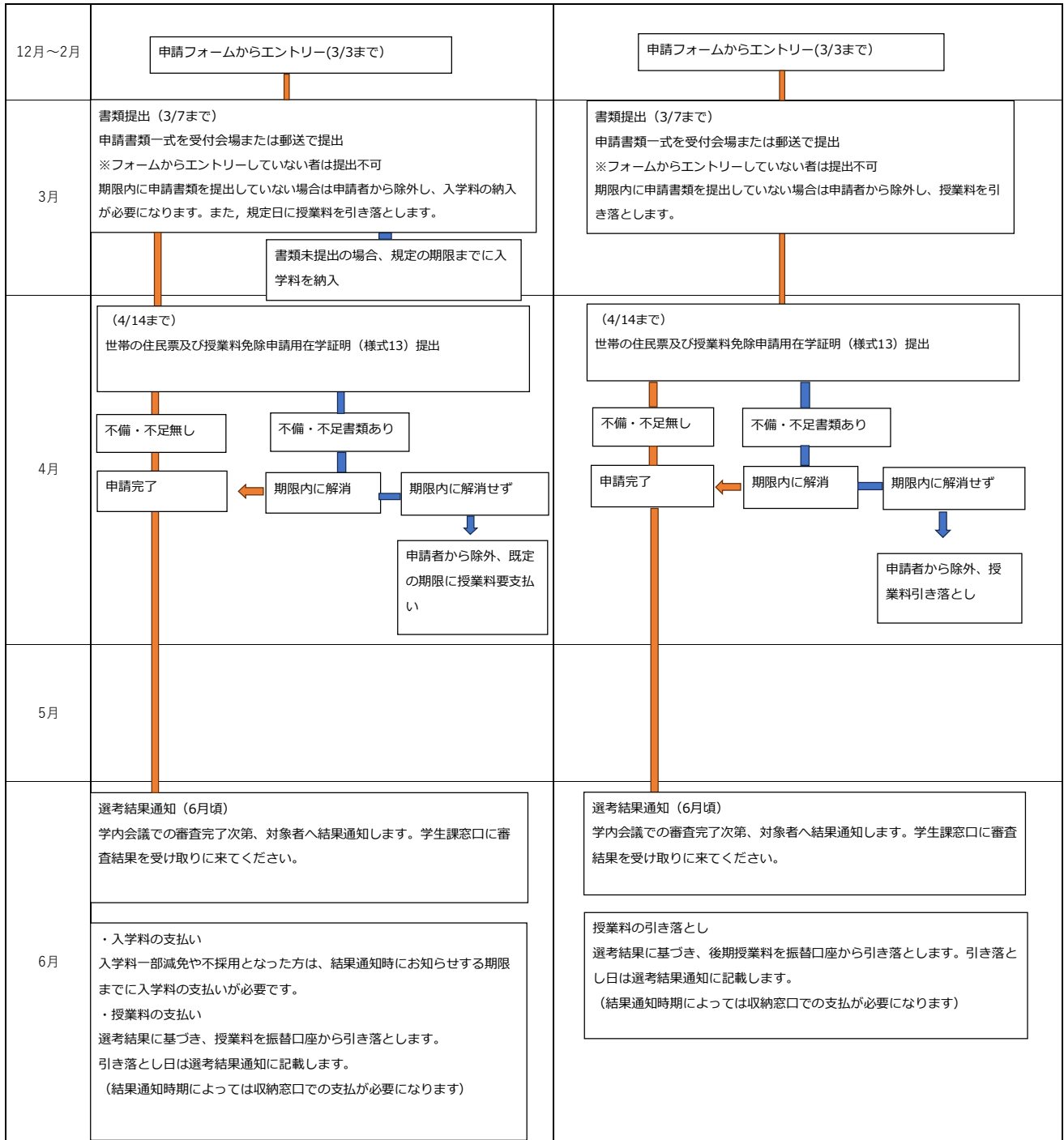
授業料免除申請のながれ (2025年度前期)

新入生

大学院生 (大学独自制度)

在学生

大学院生 (大学独自制度)



(参 考)

授業料免除の選考基準

1. 家計について

授業料免除申請においては、「世帯の年間収入総額」が家計選考の対象となり、市区町村で発行される最新の所得・課税証明書の額により算定します。

ここでいう「世帯の年間収入総額」とは、「世帯全員の住民票」に登録されている家族の収入のことであるため、父母（専業主婦も含む）の収入金額や祖父母の年金額、給付型奨学金、就学者以外の家族の収入等も対象となります。

給与収入の場合
税込みの「給与収入額」が対象になります。「給与所得額」ではありません。また、「年金収入額」も「給与収入額」に含めます。
給与収入以外の場合
「営業所得額」、「農業所得額」、「不動産所得額」、「雑所得額」等が対象となります。

下記 収入額の目安 の表と比較して、収入額が上回る場合は、免除の対象にはなりません。ただし、所得の種類、家族構成、就学者の状況、各種控除等により免除許可となる場合や、学内予算の状況、退職金や奨学金等の一時的な所得状況、各種控除の算定内容によって不許可となる場合もあります。あくまでも目安としてご覧ください。

収入額の目安

区 分	家族構成	収入額	
		給与収入の場合	給与収入以外の場合
博士前期	4人世帯	4,920千円	2,880千円
	5人世帯	5,300千円	3,060千円
博士後期	4人世帯	5,980千円	3,500千円
	5人世帯	6,500千円	3,900千円

注) この表は、次のような世帯をモデルケースとして算出しています。

4人世帯：両親、申請者本人(国立 自宅外)、高校生(公立 自宅)

5人世帯：両親、申請者本人(国立 自宅外)、高校生(公立 自宅)、中学生

2. 学業について

経済的理由による免除の申請の場合は、学業成績が優秀であることも選考の対象になります。なお、本学の学業成績基準は次表のとおりです。

学 年	入学年次	取得単位数	判定の対象となる区分
学部2年	学部1年	33	学部1年次の取得単位
学部3年	学部1年	65	学部1・2年次の取得単位
学部4年	学部1年	98	学部1・2・3年次の取得単位
	学部3年	33	学部3年次の取得単位
博士前期2年	博士前期1年	15	博士前期1年次の取得単位
博士後期2年	博士後期1年	4	博士後期1年次の取得単位
博士後期3年		8	博士後期1・2年次の取得単位

各学年の始期において取得単位数を修得しているもの。ただし、学部1年、学部3年、博士前期1年及び博士後期1年に入学又は編入学した者については成績評価を行わない。

修業年限を超過して在籍する学生は原則審査対象とはなりません。

3. 特例推薦

上記の基準に該当しない場合でも、特別な事情がある場合は特例推薦により選考の対象となる場合がありますので、詳細は担当へ問い合わせてください。

提出書類に関する主な確認事項

入学料及び授業料免除申請手続において、質問や誤りの多い事項について列挙しました。提出書類を準備する際に必ず確認し、提出書類に不備の無いよう注意してください。（確認を終えたら 欄に☑を記入して使用ください。）

1. 所得に関する証明書について

住民票は必ず「世帯全員の住民票の原本と相違ない」旨の記載のあるものを提出すること。

「住民票」，「所得・課税証明書」に加え，「2024年分源泉徴収票の写」（又は2024年分確定申告書の写）を提出すること。（源泉徴収票のみ提出した場合，書類不備になりますので御留意ください。）

2024年1月以降に前の職場を退職し，現在は別の職場で働いている者については，「所得・課税証明書」に加え，「退職証明書」（様式6）（前の職場で証明を受ける）と，「給与（見込）証明書」（様式5）（現在の職場で証明を受ける）及び申請時に提出可能な「最新給与明細2ヵ月分の写」を提出すること。

年金受給者（祖父や祖母等）については，「所得・課税証明書」（又は「非課税証明書」）に加えて，「年金改定（決定）通知書の写」等，前年の年金受給額を証明できる書類を提出すること。

2. 家庭調書（様式2）について

入学料免除と授業料免除を申請する場合は，それぞれの申請書と家庭調書を提出すること。

「家族及び所得」欄には，同一生計者全員を漏らさず記入すること。

「現職への就業年月」欄は，不明な場合は必ず家族に確認し，記入すること。

「同居」「別居」欄は，家計支持者との関係で記載すること。

（例：家計支持者が父親の場合，父親と「同居」しているか否かを記載する。）

「就学者」の「本人」欄には，申請学生本人の状況を記入すること。

「申請者の自動車の所有状況」欄は，自動車（自動二輪・原付は含まない）の所有の有無を選択すること（未選択は不可）。

3. その他提出書類について

「住民票」 2025年4月1日以降発行のものを4月14日までに提出すること（それ以前の発行日のものは不可）。

「授業料免除申請用（在学）証明書」（様式13） 2025年4月1日以降の証明日のものを4月14日までに提出すること（それ以前の証明日のものは不可）。

A4サイズより小さな提出書類（源泉徴収票の写，年金改定（決定）通知書の写等）は台紙に貼付け又はコピー等して，A4サイズに統一したうえで提出すること。

領収書（長期療養者に関する申出等で添付）は，発行所別，月別，日付順に整理してA4サイズにして提出すること。

提出書類の中には，準備に時間を要する書類も含まれます。必ず時間的余裕をもって準備を始め，不明な点等は学生本人が事前に学生課生活支援係まで問合せてください。

特に，様式5「給与（見込）証明書」，様式6「退職証明書」，様式13「授業料免除申請用（在学）証明」は，勤め先や学校に依頼が必要になるため，時間を要します。提出書類は返却・貸出はしませんので，控えとして必ずコピーを保存しておくようにしてください。特に，様式5「給与（見込）証明書」，様式6「退職証明書」は後期の申請で写しの提出が使用できることがあります。